

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第46条の6第1項ただし書	非医師（歯科医師）理事長選出認可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 理事長が死亡し、又は重度の障害により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学在学中か、又は、卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人
  - ① 特定医療法人又は特別医療法人
  - ② 地域医療支援病院を運営している医療法人
  - ③ 財団法人日本医療評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人
- (3) 上記以外の医療法人については、岩手県医療審議会の意見を聴くこと。

2 標準処理期間は、(1)～(2)は20日とする。

- (3)については、60日とし岩手県医療審議会の意見を聴く必要がある。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。